

ミャンマー市民／会社とのジョイントベンチャーを営む外国会社は、商業活動に従事できることになったが、まだ一部の製品にとどまる

商業省 (Ministry of Commerce) による通知 2015 年第 96 号は、一部の農業製品及び医療設備の販売に関し、長年にわたって続いていた商業規制を緩めるに至った。ただし、そうした商業活動は、ミャンマー市民／会社とのジョイントベンチャーの下に行われることが条件である。

商業省は、2015 年 11 月 11 日付け通知 2015 年第 96 号（「本通知」）を通じて、ミャンマー市民／会社とのジョイントベンチャーで事業を行う外国会社に対して、長年にわたって続いていた商業規制を緩めるに至った。この規制緩和対象となるのは、次の製品（「本製品」）である。

- (1) 肥料
- (2) 受精種子
- (3) 殺虫剤
- (4) 病院設備

これは、ミャンマー市民／会社とのジョイントベンチャーを営む外国会社が、現行のミャンマー法の下で、本製品の輸入及びミャンマー国内での転売を特定の目的として、正式に登録できることを意味する。これは、外国会社が、ミャンマー国内でのあらゆる形態の商業活動に対する参入を一般に禁止してきたこれまでの商業に対する政策とは一線を画する対応である。

外国会社にそうした商業活動を認める理由について、本通知は、「ミャンマーにおける農業及び医療分野での必要不可欠なニーズ」を挙げる。これは、その他の製品の商業活動が、いずれ市場の需要と政府での優先性に依りて、認められうることを示唆する。これは、本通知が、「ジョイントベンチャー会社により取引されることが認められる商品は、わが国のニーズ、市場、及びローカル投資家の状況に依りて、変更され得る」と規定することからも伺える。

本通知は、ミャンマー政府の資金政策と矛盾の無いよう、合法的にミャンマー国内に持ち込まれた外貨（すなわち、ライセンスを受けた国内及び外国の金融機関を通じた取引により持ち込まれた外貨）のみが、本製品の輸入及び購入に利用することができると注意深く述べている。